

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	社会医療法人の認定取消しに係る一括課税の見直し等の医療法人制度改革に伴う税制上の所要の措置 (国税5)(法人税:義) (地方税6)(法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	<p>社会医療法人は、平成18年の医療法改正において、民間の高い活力を活かしながら、地域住民にとって、不可欠な救急医療等確保事業を担う、公益性の高い医療法人として制度化されたものであり、医療保健業に係る法人税及び救急医療等確保事業を行う病院・診療所に係る固定資産税等の非課税という税制措置が講じられている。</p> <p>一方、周辺環境の変化等により、救急医療等確保事業に関する実績要件を満たすことができなくなった場合には、社会医療法人の認定を取り消されることとなるため、社会医療法人の運営において不安定な要素となっている。</p> <p>また、認定を取り消された場合には、それまでの収益事業以外の事業から生じた所得の累積額を取消年度の益金に算入されることにより、地域医療の中核を担っていた社会医療法人のその後の運営が困難となるおそれがあり、結果として、地域における医療の確保に支障をきたし、国民の生活に多大な影響を与えるおそれがある。</p> <p>このため、本年の通常国会に提出した「医療法の一部を改正する法律案」においては、周辺環境の変化等により社会医療法人の認定を取り消された医療法人は、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を受けたときは、収益業務を継続して実施できることとしている。</p> <p>これに伴い、認定を取り消された場合であっても、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を受けたときは、一定期間においては課税を繰り延べ、当該計画に関する設備整備等に支出した額を費用に計上できる措置を講ずる。</p> <p>また、本年の通常国会に提出した「医療法の一部を改正する法律案」において、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として、地域医療連携推進法人の認定制度を創設することとしており、これに伴い、所要の税制上の措置を講ずる。</p>
3	担当部局	厚生労働省医政局医療経営支援課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>社会医療法人が設置する医療機関は、地域医療の確保について重要な役割を担っており、法人経営の安定を図ることで、地域住民に対して良質かつ適切な医療を継続的に提供していく。</p> <p>また、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として、地域医療連携推進法人の認定制度を創設することとしており、複数の医療法人等が一般社団法人である地域医療連携推進法人の社員となり、グループの統一的な方針の下、ヒト・モノ・カネの一体的運営により、地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>本年の通常国会に提出している「医療法の一部を改正する法律案」において、周辺環境の変化等により社会医療法人の認定を取り消された医療法人</p>

			<p>は、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を受けたときは、収益業務を継続して実施できることとしている。</p> <p>また、同法律案においては、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として、地域医療連携推進法人の認定制度を創設することとしている。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>(基本目標)</p> <p>I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>(施策大目標)</p> <p>1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>(施策目標)</p> <p>1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>地域において必要不可欠な医療を担っている社会医療法人が設置する医療機関の経営の安定化を図ることにより、地域住民に対して良質かつ適切な医療を安定的に提供する。</p> <p>複数の医療法人等が一般社団法人である地域医療連携推進法人の社員となり、グループの統一的な方針の下、ヒト・モノ・カネの一体的運営により、地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>社会医療法人の認定取消件数及び社会医療法人であった医療法人の倒産件数、解散件数</p> <p>地域医療連携推進法人の設立数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>租税特別措置により社会医療法人の経営破綻を防ぐことにより、地域住民に必要不可欠な医療を継続して提供することができる。</p> <p>地域医療連携推進法人の設立が促進されることで、地域において良質かつ適切な医療が効率的に提供される。</p>
8	有効性等	① 適用数等	—
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>—</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>—</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成28年4月～)</p> <p>認定取消によりこれまでの収益全額を益金算入されて課税されることで、社会医療法人が経営破綻に追い込まれ、地域で必要とされる医療の提供に支障をきたすおそれがある。</p>

			<p>地域医療連携推進法人の設立が促進されないことで、医療法人等の横の連携、機能分化も強化されず、効率的な地域医療の提供の機会が失われるおそれがある。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成28年4月～)</p> <p>社会医療法人が経営する医療機関は、救急医療等確保事業など公益性の高い医療を担っており、その存続・発展を図ることは公益の増進に資する。租税特別措置により、社会医療法人の設置する医療機関の経営基盤が安定化し、引き続き、地域医療の確保が図られるものであり、多くの地域住民に効果が及ぶ。</p> <p>また、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として、地域医療連携推進法人の認定制度を創設するものであり、その促進を図る観点から、租税特別措置等が必要である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>社会医療法人は、平成18年度医療法改正において、民間の高い活力を活かしながら、地域住民にとって不可欠な救急医療等確保事業を担う、公益性の高い医療法人として制度化されたものであり、租税特別措置法による税制上の優遇措置により、社会医療法人の経営の安定化を図り、地域の医療提供体制を確保する必要がある。</p> <p>また、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として、地域医療連携推進法人の認定制度を創設するものであり、法人運営を支援する観点から税制上の優遇措置が必要である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>医療法人による医療施設の施設・設備の整備等に対する助成はあるものの、社会医療法人が設置する医療機関の経営安定化のための補助金等はない。</p> <p>本年の通常国会に提出している「医療法の一部を改正する法律案」において、地域医療連携推進法人の参加法人間での病床融通の特例など規制を緩和している。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		<p>「医療法人の事業展開等に関する検討会」は、平成27年2月に取りまとめた報告書において、地域医療連携推進法人について、「地域医療構想を達成するための一つの選択肢として設けることとし、複数の医療法人等に関する統一的な連携推進方針を決定し、横の連携を強化することで、競争よりも協調を進めるとともに、グループの一体的運営によりヒト・モノ・カネ・情報を有効に活用することで、地域において良質かつ適切な医療が効率的に提供される体制を確保する。」こと、社会医療法人については、「社会医療法人が担っている救急医療等確保事業は地域医療において重要であることから、周辺環境の変化等により要件を満たさなくなると認定を取り消された場合においても救急医療等確保事業を継続させることができるよう、特別な計画を策定し、認可を受ければ収益事業を実施でき、救急医療等確保事業のための施設の改築・設備整備を実施できるとする経過措置を設ける。」ことを提言している。</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—